

(15) 広報・広聴
ア 広報

項 目		広 島 市					湯 来 町																													
a 広報紙等の発行																																				
(a) 内容		「ひろしま市民と市政」 ・発行日 定期号 毎月1日・15日 (年24回、8ページ版。1日号7・8面は区版) ・発行部数 1回 440,000部 ・配付対象 全世帯 ・配布方法 新聞折り込み及び新聞を購入していない世帯への郵送 ア 点字広報 ・発行日 定期号 毎月1日・15日 (年24回) ・発行部数 1回 251部 ・配布対象 視覚障害者 ・配布方法 希望者へ郵送 イ 声の広報 ・発行日 定期号 毎月1日・15日 (年24回) ・発行本数 1回 190本(録音テープ) ・配布対象 視覚障害者 ・配布方法 希望者へ郵送 「広島市議会だより」 ・発行回数 年5回 ・発行部数 1回 約448,000部 ・配布対象 全世帯 ・配布方法 同じ ア点字広報 同じ イ声の広報 同じ					「広報ゆき」 ・発行日 定期号 毎月1日(年12回) ・発行部数 1回 3,000部 ・配付対象 全世帯 ・配布方法 各町内会へ配布委託 「議会だより」 ・発行回数 年4回 ・発行部数 同じ ・配布対象 同じ ・配布方法 同じ																													
b テレビ・ラジオ 広報番組																																				
(a) 内容		テレビ広報番組					なし																													
		<table><tr><th>番 組 名</th><th>曜日</th><th>放送時間帯</th><th>放送時間</th><th>局名</th></tr><tr><td>サンデーレポートひろしま</td><td>日</td><td>7:15～7:30</td><td>15分</td><td>HTV</td></tr><tr><td>元気！ひろしま</td><td>土</td><td>11:30～11:45</td><td>15分</td><td>HOME</td></tr><tr><td>ホッとタウン！ひろしま</td><td>土</td><td>16:55～17:00</td><td>5分</td><td>RCC</td></tr><tr><td>ひろしまお出かけ情報</td><td>火</td><td>21:54～21:57</td><td>3分</td><td>TSS</td></tr></table>					番 組 名	曜日	放送時間帯	放送時間	局名	サンデーレポートひろしま	日	7:15～7:30	15分	HTV	元気！ひろしま	土	11:30～11:45	15分	HOME	ホッとタウン！ひろしま	土	16:55～17:00	5分	RCC	ひろしまお出かけ情報	火	21:54～21:57	3分	TSS					
番 組 名	曜日	放送時間帯	放送時間	局名																																
サンデーレポートひろしま	日	7:15～7:30	15分	HTV																																
元気！ひろしま	土	11:30～11:45	15分	HOME																																
ホッとタウン！ひろしま	土	16:55～17:00	5分	RCC																																
ひろしまお出かけ情報	火	21:54～21:57	3分	TSS																																
		ラジオ広報番組																																		
		<table><tr><th>番 組 名</th><th>曜日</th><th>放送時間帯</th><th>放送時間</th><th>局名</th></tr><tr><td>ひろしまシティ情報</td><td>木</td><td>8:45～8:50の間</td><td>5分</td><td>広島FM</td></tr><tr><td>ひろしま市民とともに</td><td>土</td><td>11:00～11:05</td><td>5分</td><td>RCC</td></tr></table>					番 組 名	曜日	放送時間帯	放送時間	局名	ひろしまシティ情報	木	8:45～8:50の間	5分	広島FM	ひろしま市民とともに	土	11:00～11:05	5分	RCC															
番 組 名	曜日	放送時間帯	放送時間	局名																																
ひろしまシティ情報	木	8:45～8:50の間	5分	広島FM																																
ひろしま市民とともに	土	11:00～11:05	5分	RCC																																
c 有線・無線 放送																																				
(a) 内容		なし					・湯来町同報無線利用者協議会を設置 平常時において、防災行政無線システムを共同利用している。 営利を目的としない、公共性の高い生活情報等の広報活動を行う。 ・野外拡声子局 10ヶ所 ・個別受信機 2,860台																													

項 目	広 島 市	湯 来 町
d その他の広報		
(a) 内容	広報車による広報 文字多重放送による観光、イベント情報提供 インターネットによる情報提供	広報車による広報 インターネットによる情報提供

イ 広聴

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 相談		
(a) 窓口・内容	本庁 ア 市民相談センター 〔個別相談〕 ・市政相談 月～金曜日 ・特別相談(弁護士による法律相談) 水・金曜日 ・交通事故相談 - 交通事故相談員 月～金曜日 ・民事相談 - 民事相談員 月～金曜日 ・一日総合相談 年1回(10月) ・よろず相談 年1回(11月) イ 暴力被害相談室 ・暴力被害相談 - 暴力被害相談員 月～金曜日 ・DV相談 - 婦人相談員 水曜日 区役所 区政振興課振興係 〔個別相談〕 ・市政相談 月～金曜日 ・特別相談 (専門家による相談:人権擁護委員、行政相談委員、司法書士、土地家屋調査士、行政書士) ・交通事故巡回相談 - 交通事故相談員 ・暴力被害巡回相談 - 暴力被害相談員 消費生活センター 〔個別相談〕 ・消費生活相談 日・月・水～土曜日 ・特別相談(弁護士による法律相談) 毎週土曜日	町役場 総務課 ・行政相談 要望・苦情等の受付は担当各課で対応 特別相談(専門家による心配事相談、法律相談等)は湯来町社会福祉協議会で対応
b 意見・要望等		
(a) 内容	市民と市長の対話(オフィスアワー) 市役所1階市長室分室で市長が直接市民と対話 市長の地域懇談会(タウンミーティング) 市長が地域に出向き、市民と意見交換 区政懇談会 ・「区長を囲む会」等 区長及び区幹部職員と地域や各種団体の代表者との意見交換会 電子メール・ファクス・郵送等による「市民の声」受理	・行政懇談会 随時 ・「町長ポスト」の設置による意見・要望等の受理

ウ 情報公開・個人情報保護

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 情報公開		
(a) 条例	広島市情報公開条例	湯来町情報公開条例
(b) 施行年月日	平成13年4月1日	平成14年7月1日
(c) 実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会
(d) 対象文書	職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの	職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られた記録をいう。)であって、組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの
(e) 手数料	・公文書の閲覧・視聴 無料 ・公文書の写しの交付 〔カラーコピー〕 1枚につき100円 (用紙の両面を用いるときは200円) 〔その他のコピー〕 1枚につき10円 (用紙の両面を用いるときは20円) 〔録音テープ〕 1巻につき220円 〔ビデオテープ〕 1巻につき280円 〔電磁的記録の紙へのプリントアウト〕 - カラーの場合1枚100円 - 単色の場合1枚10円 〔フロッピーディスク〕 1枚につき60円	・行政文書の閲覧、視聴無料 ・行政文書の写しの交付 〔カラーコピー〕 1枚につき100円 (用紙の両面を用いるときは200円) 〔その他のコピー〕 ・1枚につき20円 (用紙の両面を用いるときは40円) ・日本工業規格 A列2番からA列0番までは1枚につき100円 ・フィルム及び電磁的記録等については、視聴、閲覧、写しの交付で行う。 写しの交付 1枚につき20円
b 個人情報保護		
(a) 条例	広島市個人情報保護条例	湯来町個人情報保護条例
(b) 施行年月日	平成16年4月1日	平成16年7月1日
(c) 個人情報の開示請求		
・ 実施機関	広島市情報公開条例に同じ	湯来町情報公開条例に同じ
・ 対象となる個人情報	組織的に利用するものとして、実施機関が保有している自己に関する個人情報で、公文書(広島市情報公開条例に規定する文書)に記録されたもの	同左
・ 請求権者	開示の対象となる個人情報に記録されている本人又はその法定代理人等	同左
・ 手数料	広島市情報公開条例に同じ	湯来町情報公開条例に同じ
(d) 個人情報の訂正請求		
・ 内容	開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあるときには、その情報の訂正を請求できる。	同左
・ 手数料	無料	同左

項 目	広 島 市	湯 来 町
(e)個人情報の利用停止請求		
・ 内容	開示を受けた自己に関する個人情報が不適法に収集されたものである場合や、利用目的に違反して利用又は提供されている場合などに、その情報の利用の停止、消去や提供の停止を請求できる。	なし
・ 手数料	無料	